

前橋工科大学同窓会リカレント教育支援制度要項

1 目的

この制度は、前橋工科大学同窓会正会員（以下「会員」という。）が、前橋工科大学又は前橋工科大学大学院（以下「大学等」という。）を卒業後、会員のキャリア形成に必要な技能・知識等を学びなおすために前橋工科大学大学院（以下「大学院」という。）への入学を支援することを目的とする。

2 支援の方法、人数及び回数

(1) 支援の額 1人当たり10万円とし、総額50万円とする。

(2) 支援の人数 年度ごとに1専攻につき1人までとする。ただし、申請者のいない専攻があった場合には、支援者数の合計5人の範囲内で同一専攻から2人以上に支援することができる。

(3) 支援の回数 1人につき1回とする。

3 支援の対象

次の条件を全て満たしている会員を対象者とする。

(1) 大学等を卒業していること。

(2) 大学等を卒業後、就職等をしていること。

(3) 大学院に入学した者。

4 申請方法

支援を希望する会員は、本学入学後、4月末日までに所定の様式で同窓会事務局へ申請する。

5 支援対象者の決定時期

支援対象者については、申請のあった年の5月中に決定し、本人に通知する。

6 選考方法

(1) 専攻で申請する会員が1人の場合は、その会員を支援対象とする。

(2) 専攻で申請する会員が複数人いる場合は、選考により支援対象者を決定することとし、その選考は大学学長に一任する。

附 則

この要項は、令和4年5月26日から施行し、令和5年度の入学者から適用する。